

## 第5次堺市地域福祉計画（案）についてのご意見等をふまえた修正点

資料3

### 【パブリックコメントを踏まえた修正】

修正箇所	修正前	修正後
p.50-51	<u>(追加)</u>	<u>特に教育分野等との連携は重要であり、多機関協働事業等を通じて、教育分野と福祉分野の持つ知見や情報、ノウハウ等を共有し、多角的な視点でアセスメント・役割分担を行うことで、効果的な相談支援が可能となります。</u>

### 【国の通知による修正】

修正箇所	修正前	修正後
p.72	<p>重層的支援体制整備事業実施計画</p> <p>1 重層的支援体制整備事業の概要</p> <p>(1) 社会福祉法における規定</p> <p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2（2020）年法律第52号）に伴う社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。</p> <p>本市では包括的な支援体制を構築するため、令和6（2024）年度より重層的支援体制整備事業を本格実施しています。</p> <p><u>本計画</u>には、重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、策定していません。</p> <p>(2) 地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の位置づけ</p> <p><u>本計画</u>における「重点施策1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備」において、全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築を掲げており、</p>	<p>重層的支援体制整備事業実施計画</p> <p>1 重層的支援体制整備事業の概要</p> <p>(1) 社会福祉法における規定</p> <p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2（2020）年法律第52号）に伴う社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。</p> <p>本市では包括的な支援体制を構築するため、令和6（2024）年度より重層的支援体制整備事業を本格実施しています。</p> <p><u>第5次堺市地域福祉計画</u>には、重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、策定しています。</p> <p>(2) 地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の位置づけ</p> <p><u>第5次堺市地域福祉計画</u>における「重点施策1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備」において、全世代型・全対象型の包括的支援体</p>

	<p>その取組の 1 つとして重層的支援体制整備事業を位置づけています。</p> <p><u>重層的支援体制整備事業を活用し、本市がめざす包括的な支援体制については p.50「図 4-2 本市における包括的な支援体制のイメージ」に記載しています。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>制の構築を掲げており、その取組の 1 つとして重層的支援体制整備事業を位置づけています。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>本計画は、関係機関・団体の代表者等により構成される懇話会において第 5 次堺市地域福祉計画と一体的に意見交換を行い、検討を進めました。</u></p> <p><u>また、多くの方の意見を広く反映するため、市民、地域福祉関係団体・機関を対象としたアンケート調査を実施しました。これらの結果をもとに懇話会で議論を深め、計画案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。</u></p> <p><u>加えて、その他の会議体においても検討を行い、様々な立場からの意見を反映しています。</u></p>
p.78-79	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>4 重層的支援体制整備事業における事業目標及び評価・見直し</u></p> <p><u>(1) 事業目標（再掲）</u></p> <p><u>第 5 次堺市地域福祉計画における「重点施策 1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備」のうち「全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築」は、重層的支援体制整備事業を活用することで取り組む施策として位置付けています。そのため、事業目標は当該重点施策における取組を推進することを目標とします。</u></p> <p><u>(包括的な支援体制の充実)</u></p> <p><u>・住民同士のつながりを生かして、住民自身が生活課題に気づき、支え合いにつなげることをめざします。そのための仕組みの構築、日ごろの付き合いや気軽に集える居場所、地域活動を通じた、住民のつながりをつくる仕組みの構築を支援します（地域住民による支え合いの充実）。</u></p> <p><u>・地域団体等、地域の居場所等の多様な主体と支援機関との連携・協働を推進し、地域生活課題を早期に把握し、課題が深刻化する前の段階で予防することをめざします。公的な機関（フォーマル）と地域を基盤とした活</u></p>

動（インフォーマル）の連携を促進します（支援機関と地域住民の連携・協働）。

・各区の保健福祉総合センターは様々な相談を受け止め、必要な支援につながるができるように、支援機関や身近な地域・区域の関係機関、地域の居場所等をつなぐ機能を強化します。複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題にも対応できるように、支援機関等が連携して課題を共有できる協議の場を設けます（支援機関間の連携の充実）。

・包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を通じて、福祉分野だけではなく、地域に関わる多様な主体とのつながりを強化し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。

（複雑化・複合化した生活課題に対応する相談支援の充実）

・各支援機関が複雑化・複合化した課題を共有し、支援の方向性や役割分担を協議することで、効果的な支援に役立てます。高齢、障害、子ども等の各分野の会議体だけでは課題の調整等が難しい場合に支援会議を活用することで、制度の狭間や分野を横断した課題に対応し、支援をスムーズに進める仕組みを構築します。また、支援機関だけではなく、地域活動を行う団体、NPO等を含めた、地域生活課題の解決に向けて協議する機会にもつながる体制を整備します（協働するための協議の場の充実）。

（すべての世代・課題への対応）

・住民と専門職が地域生活課題の解決に向けて話し合うことができる場を整備します。また、日常生活圏域コーディネーターが地域活動の拠点等へをアウトリーチして、地域生活課題や支援を必要とする人をの早期に発見をします。それらにより把握した課題や対象者について、必要な支援を受けることができるためのネットワーク構築を進めます（地域住民による見守り・発見のネットワーク構築）。

・住民が抱えるニーズは多様化しています。特に孤独・孤立の状態あるいは、支援が必要であっても支援を求めることができない可能性が高いため、様々な状況下に対応できるようするため、多様な相談対応や情報発信の強化等の取組を推進します（多様化するニーズへの対応）。

		<p><u>(2) 評価・見直し</u></p> <p><u>重層的支援体制整備事業による取組の進捗状況は、取組の実施状況や直接的な成果だけではなく、施策がもたらした本質的な変化を含めて第5次堺市地域福祉計画と一体的に確認します。この結果を「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、「堺市地域福祉推進庁内委員会」、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会」で報告し、評価・分析の上、必要に応じて見直しを行います。</u></p> <p><u>また、多機関協働事業等における各区を基盤とした会議体を活用し、多様化するニーズへの対応や情報発信、ネットワーク構築について協議を行うことで、包括的な支援体制の構築を推進します。</u></p>
--	--	--

**【その他時点修正】**

p.8	「地域共生社会の在り方検討会」の開催（国） <u>(継続中)</u>	「地域共生社会の在り方検討会」の開催（国） <u>(削除)</u> ※「(継続中)」の削除。
p.10	<u>令和7(2025)年現在も議論が続いています。</u>	<u>令和8(2026)年に「民法等(成年後見等関係)」の改正に関する要綱案」がとりまとめられました。</u>
p.15	令和 <u>7(2025)</u> 年 <u>11</u> 月時点の総アプリダウンロード数は 16,000 人を超えています。	令和 <u>8(2026)</u> 年 <u>1</u> 月時点の総アプリダウンロード数は 16,000 人を超えています。
p.17	・出生数は、令和2年(2020)年の5,925人から令和 <u>6(2024)</u> 年は <u>5,032</u> 人と、 <u>15.1%</u> 減少しており、死亡数が出生数を上回る状況が続いています（住民基本台帳 各年12月末時点）。	・出生数は、令和2年(2020)年の5,925人から令和 <u>7(2025)</u> 年は <u>4,899</u> 人と、 <u>17.3%</u> 減少しており、死亡数が出生数を上回る状況が続いています（住民基本台帳 各年12月末時点）。
p.18	・高齢者のひとり暮らし世帯数は、令和2(2020)年から令和 <u>6(2024)</u> 年にかけて、 <u>6.4%</u> 増加しました。（住民基本台帳 各年9月末時点） ・また、要介護（要支援）認定者数は、令和2(2020)年から令和 <u>6(2024)</u> 年にかけて、 <u>7.5%</u> 増加しました（図2-3）	・高齢者のひとり暮らし世帯数は、令和2(2020)年から令和 <u>7(2025)</u> 年にかけて、 <u>7.8%</u> 増加しました。（住民基本台帳 各年9月末時点） ・また、要介護（要支援）認定者数は、令和2(2020)年から令和 <u>7(2025)</u> 年にかけて、 <u>10.2%</u> 増加しました（図2-3）。 ※図2-3も修正。
p.21	・社協のボランティア情報センターには、令和8(2026)年 <u>●</u> 月時点、 <u>●</u>	・社協のボランティア情報センターには、令和8(2026)年 <u>1</u> 月時点で

	●●●人の個人と●●●の団体が活動登録をしており、高齢者の見守りや外国人住民への支援等、多様な活動が行われています。	1,421人の個人と241の団体が活動登録をしており、高齢者の見守りや外国人住民への支援等、多様な活動が行われています。
p.22	<p>・本市を主たる事務所の所在地とする NPO 法人は、令和 7（2025）年●月時点で●●●法人です。保健、福祉、社会教育、災害救援、国際協力、こどもの健全育成等様々な活動を展開しています。</p> <p>・様々な家庭環境で暮らす地域のこどもたちを対象に食事と居場所を提供し、必要に応じて支援につないでいます。社協が事務局を担っている「さかいこども食堂ネットワーク」では、情報発信や従事者向け研修、食材寄附の仲介等を行っており、令和 7（2025）年 10 月時点で 117 のこども食堂が同ネットワークに加盟しています。</p>	<p>・本市を主たる事務所の所在地とする NPO 法人は、令和 7（2025）年 10 月時点で 267 法人です。保健、福祉、社会教育、災害救援、国際協力、こどもの健全育成等様々な活動を展開しています。</p> <p>・様々な家庭環境で暮らす地域のこどもたちを対象に食事と居場所を提供し、必要に応じて支援につないでいます。社協が事務局を担っている「さかいこども食堂ネットワーク」では、情報発信や従事者向け研修、食材寄附の仲介等を行っており、令和 8（2026）年 1 月時点で 118 のこども食堂が同ネットワークに加盟しています。</p>
p.31	法制審議会では、成年後見制度の見直しに向けた民法改正の議論が <u>進んでいます。</u>	法制審議会では、成年後見制度の見直しに向けた民法改正の議論が <u>進められてきました。</u>
p.158	<p>●日常生活圏域コーディネーター 生活課題への個別支援やサポートネットワーク構築を推進するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域福祉活動等を支援するコミュニティワーカー（CoW）、介護予防を推進する生活支援コーディネーター（SC）<u>（追加）</u>、ボランティアコーディネーター（VoC）の<u>4つの機能</u>を持つ専門職です。<u>4つの機能</u>を駆使することで、多様な主体との協働を促進しています。</p>	<p>●日常生活圏域コーディネーター 生活課題への個別支援やサポートネットワーク構築を推進するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域福祉活動等を支援するコミュニティワーカー（CoW）、介護予防を推進する生活支援コーディネーター（SC）<u>機能を有し、加えて、ボランティアコーディネーター（VoC）の機能を持つ専門職</u>です。<u>3+1の機能（CSW、CoW、SC+VoC）</u>を駆使することで、多様な主体との協働を促進しています。</p> <p>※本文中の内容と統一。</p>
全体	<u>子ども育成課、子ども家庭課、子どもの未来応援室、子ども相談所</u>	組織名称の変更に伴う修正。 【修正後】 <u>こども育成課、こども家庭課、こどもの未来応援室、こども相談所</u>